

睦沢町 健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画

第1章 計画の概要

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の背景

(睦沢町健康増進計画)

国は健康寿命の延伸を目的に、21 世紀における国民健康づくり運動「健康日本 21」を平成 12 年に提唱し、これを支える法的基盤として、平成 15 年に「健康増進法」が施行されました。さらに、国民自らの意志で健康づくりに取り組み、その基盤整備として「健康増進計画」の策定を推進しています。

この方針に基づいた地方計画として、千葉県では「健康ちば 21」を策定し、「平均寿命の延伸」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」の 3 項目を基本目標として取り組みが進められています。

睦沢町においても、生涯を健康で安心して住み続けられるまちづくりの実現に向けて、町民一人ひとりの主体的健康づくりとそれを支える健康づくりに地域、学校、行政、関係団体など町全体で取り組む必要があります。

(睦沢町食育推進計画)

国及び県では、生涯にわたる健全な心身と豊かな人間性をはぐくむことを目的とした「食育基本法」(平成 17 年法律第 63 号)に基づき、「第 3 次食育推進計画」を推進しています。千葉県では、「ちばの恵みで まんてん笑顔」をキャッチフレーズにチーム千葉としての取り組みが示されています。

睦沢町においても、多様化するライフスタイルや社会環境により近年食をめぐる状況は大きく変化し、特に幼児期から思春期の時期は家庭の影響を受けやすい状況にあるため、学校だけでなく家庭においても食の重要性を教えるとともに、成長期の子供たちの食生活環境について考え、「食に関する教育」を通して家庭・地域・学校そして行政が一体となって実践していく必要があります。

(睦沢町自殺対策計画)

国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すために平成 17 年に「自殺対策基本法」が施行されました。この方針に基づいた地方計画として、千葉県では「一人ひとりの気づきと見守りで自殺を防ぐ」ための取り組みが示されています。

睦沢町においても、生きることの包括的な支援を推進するため、家庭・地域・学校そして行政が一体となって実践していく必要があります。

(健幸むつざわ21)

本計画は、平成 27 年に発行された「睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現を目指し、健康増進法第8条に基づく「睦沢町健康増進計画」、食育基本法第18条に基づく「睦沢町食育推進計画」、自殺対策基本法第3条第2項及び第13条第2項に基づく「睦沢町自殺対策計画」を一体的に策定し、健康増進を図るための基本的事項を示し、生涯を健康で安心して住み続けられるまちづくりの実現に向けて、町民一人ひとりの主体的健康づくりとそれを支える健康づくりに地域、学校、行政、関係団体など町全体で取り組むべき方向性を打ち出すものです。

《健康増進法》 平成 15 年 5 月施行

第八条第二項

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

《食育基本法》 平成 17 年 7 月施行

第十八条

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

《自殺対策基本法》 平成 17 年 7 月施行

第三条第二項

地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十三条第二項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という）定めるよう努めるものとする。

2. 計画の基本理念

健康は町民一人ひとりのものであるという考え方にに基づき、主体的に健康づくりができるように、個人の努力、さらには家庭や職場、地域等の個人を取巻く環境づくりに配慮しました。

本計画はヘルスプロモーションの考え方を基本理念として策定し、個人と地域が力を合わせて一人ひとりの「健康」の実現を目指すものです。

「ヘルスプロモーション」による健康づくりは、下の図でたとえると、豊かな人生を実現するために、坂道を健康の玉を押しながら登ります。坂道を登る力を一人ひとりがつけることや、周囲や専門家のサポートも必要です。

また、坂道をゆるやかにするなど登りやすい環境整備も重要です。

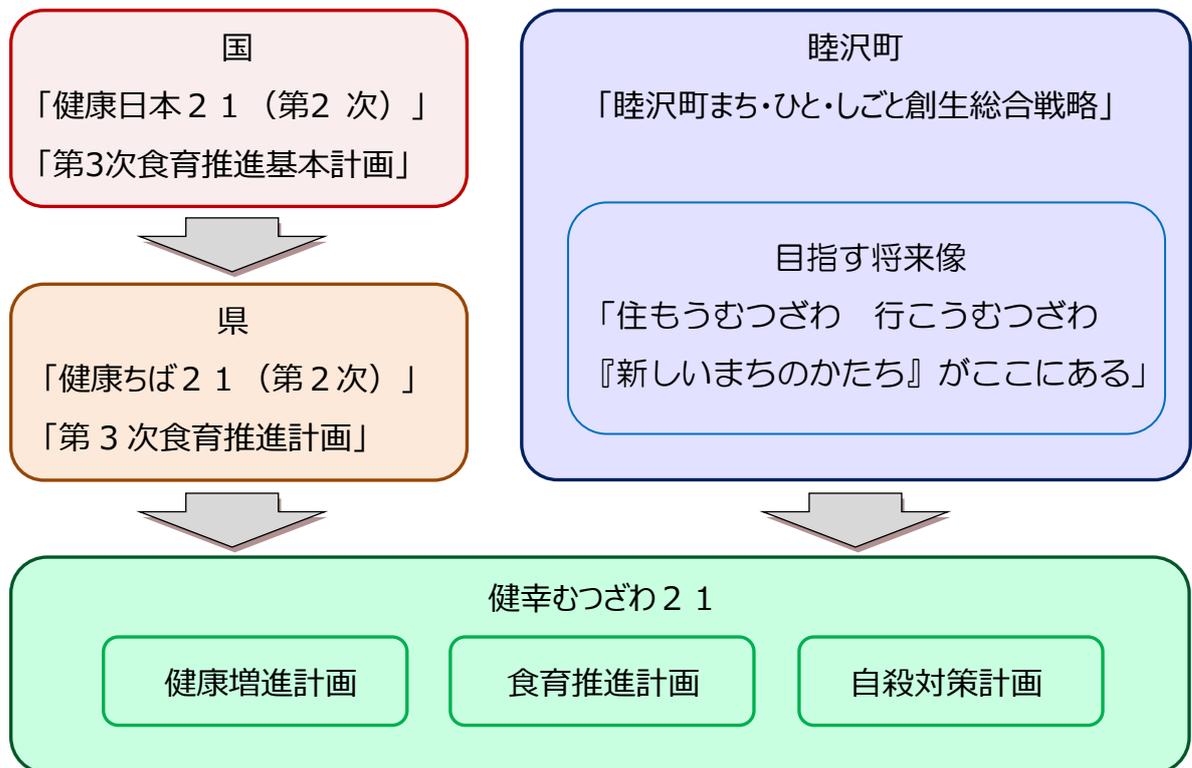


ヘルスプロモーションとは、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである。」

【1986年 WHO（世界保健機関）オタワ憲章】

3. 計画の位置づけと計画期間

本計画は、健康増進法及び食育推進基本法に基づき、「健康日本21」及び「食育推進基本計画」の地方計画であり、上位計画として「睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置付け、ほか関連計画と整合性を図り、策定しました。



関連計画

- ・第2期特定健康診査等実施計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画
- ・障害者計画
- ・第4期障害福祉計画

〈計画の期間〉

平成29年度を初年度とし、平成34年度までの6年間とします。

最終年度に、事業の進捗、目標数値等の達成状況の評価を行います。

